

人事院が月例給と一時金を引き上げる勧告・報告

人事院は8月8日に国会と内閣に対し、月例給官民較差2.76%(11,183円)を均衡させるため、初任給を始め若年層に重点を置きつつ、そこから改定率を遞減させる形で全ての職員を対象に平均3.0%の引上げ改定をすること、一時金は0.10月分引き上げることなどの勧告・報告を行いました。

本年の給与勧告のポイント（駐労関連を抜粋）

- 月例給：民間給与との較差(2.76%)を解消するため、俸給表月額を引き上げ採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げ
【一般職（大卒）】220,000円（+12.1%〔+23,800円〕）
【一般職（高卒）】188,000円（+12.8%〔+21,400円〕）
- ボーナス：民間支給割合に見合うよう4.50月分 → 4.60月分に引き上げ（+0.10月分）

	6月期	12月期
2024年度 期末手当	2.25月（支給済）	2.35月
2025年度 期末手当	2.30月	2.30月

※なお、高齢従業員の改定については、まだ数字が出されておられませんので確認でき次第報告します。

- 扶養手当：配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額（2025年度より段階的に実施）
- 再任用職員の手当拡大：住居手当、特勤勤務手当、寒冷地手当等を支給する
- 地域手当：都道府県単位（中核的な市は個別指定）
- 寒冷地手当：月額を11.3%引き上げ

これを受けて公務員連絡会は、①月例給に関しては、若年層に重点を置きつつも昨年を上回る水準で俸給表全体の改定を勝ち取ることが出来た。給与改定の考え方に課題は残るところではあるが、この間の交渉の到達点として受け止める、②一時金に関しては、3年連続の引上げを勝ち取るとともに、昨年に続き期末手当の月数増を実施させることが出来た、③これら月例給および一時金の引上げは、この間大規模自然災害や感染症対策などで奮闘する現場の職員の労苦に応えるべきであること、また物価高騰のもと2年以上にわたり勤労者の実質賃金の前年比マイナスが続き、職員の生活を一層圧迫している事態を重視すべきであることなどを訴え続けてきた我々の要求に、人事院が一定程度応えたものと受けとめる、等を内容とする声明を発しました。

また、代表者会議では人事院勧告等を踏まえ、第3次全国統一行動として、勧告後速やかに各構成組織の実情に応じた行動等を実施することなどを確認。あわせて、国家公務員制度担当大臣及び厚生労働大臣に対し、勧告通り実施することを求める要求書を提出することとしました。

声明、要求書に関しては公務労協HP (<https://www.komu-rokyo.jp/>)でご確認願います。